

# 変更指示書

工事名.....山梨大学（武田3）甲斐路荘駐車場整備工事

凡例： 変更箇所

山 梨 大 学 施 設 ・ 環 境 部			
部 長	課 長	補 佐	担 当

変更指示書

平成26年7月16日

No	図面番号	変更前	No	変更後
1	特-1 A-3	新設舗装面積218㎡	1	新設舗装面積225㎡
2	A-4	既設RC擁壁撤去 E部撤去詳細図 GL-100より上部を撤去	2	捨てコンクリートまで撤去
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

土木工事特記仕様書	
工事概要	
工事名称	山梨大学（武田3）甲斐路駐車場整備工事
工事場所	山梨県甲府市武田四丁目2-5 山梨大学武田3団地構内
竣功期限	平成26年9月30日（火）
工事内容	撤去 樹木撤去（樹木撤去リスト参照） 既設階段及び石畳等撤去：一式 既設擁壁（鋼製フェンス、木製門横えり） 撤去：一式 切土：182.5m3
	新設 石積擁壁（H=2.0m）：14.9m 7x7x8舗装（密粒 t40+下層RC-40 t100）：225㎡ 区画線：49m 車止め：24個取設 既設排水桁高さ調整：2箇所

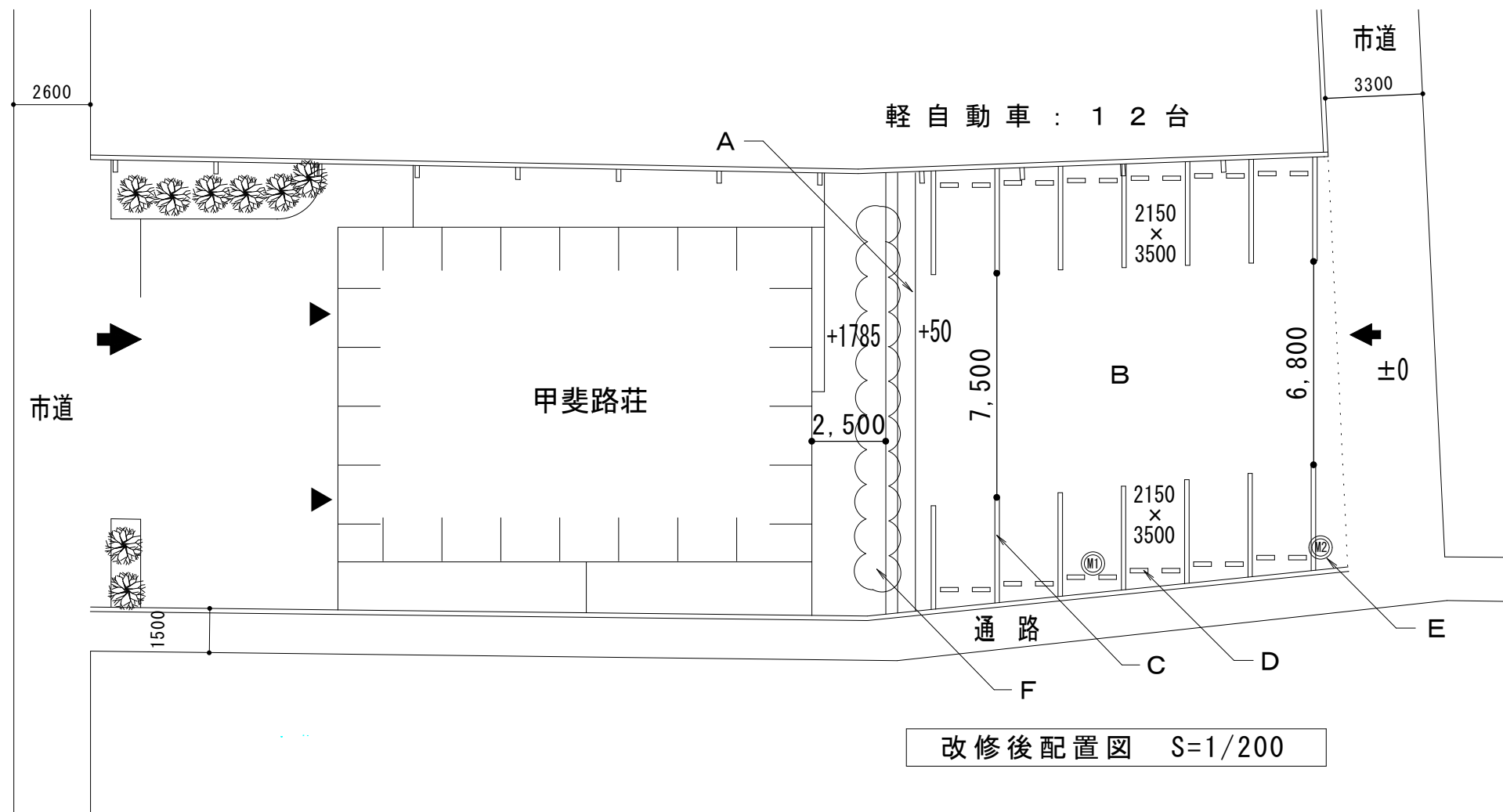
一般特記事項	
総則	<p>1. この工事の請負者は、国立大学法人山梨大学工事請負契約細則別記の工事請負契約基準、現場説明書、特記仕様書 1 枚、図面 5 枚、文部科学省土木工事標準仕様書（平成22年版）、工事数量表、文部科学省土木工事施工管理要領及び工事写真撮影要領に基づき工事を施工する。</p> <p>2. 特記仕様書の適用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>・印を付した事項は、○印を付した事項のみ適用する。</li> <li>表中の数字、文字又は記号を記入する事項は、記入してある事項のみ適用する。</li> <li>——で抹消した欄・章及び項目の当該特記事項は、すべて適用しない。</li> <li>事項に記載の表示番号のうち、括弧のないもの、（ ）及び＜ ＞を付したものは、それぞれ文部科学省土木工事標準仕様書の該当番号を示す。</li> <li>特記された材料、製造所、製品名、施工業者等の取扱いは、特記されたもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものを使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。</li> </ol>

1章 一般共通事項																															
(1.3.3) 電気保安技術者	この工事現場に下記のいずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。																														
	<table border="1"> <tr> <th>項目名</th> <th>電気保安技術者</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事士(旧電気工事士)の資格を有する者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	項目名	電気保安技術者		1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○		2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○		3 第1種電気工事士の資格を有する者	○		4 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○		5 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○		6 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○		7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○		8 第2種電気工事士(旧電気工事士)の資格を有する者	○		9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○	
項目名	電気保安技術者																														
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○																														
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																														
3 第1種電気工事士の資格を有する者	○																														
4 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																														
5 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																														
6 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																														
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																														
8 第2種電気工事士(旧電気工事士)の資格を有する者	○																														
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○																														
(1.3.4) 工事用電力設備の保安責任者	この工事現場には、下記の資格を有する工事用電力設備の保安責任者を選任する。																														
(1.3.5) 施工の条件	この工事現場では、次の施工条件による。																														
(1.3.8) 発生材の処理等	<p>(1) 引渡しを要するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>引渡し先</li> <li>集積場所</li> </ol> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>引渡し先</li> </ol> <p>(3) 現場において再利用を図るもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>使用箇所</li> </ol> <p>(4) 再資源化を図るもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>受入場所</li> <li>搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。</li> <li>日々の搬出量等を取りまとめた土砂等搬出調書を作成し、監督職員に提出する</li> </ol>																														

(1.3.11) 施工中の環境保全等 低騒音型・低振動型建設機械の使用	<p>5) 工事発注後に明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は監督職員と協議する。</p> <p>(5) 関係法令に従い適切に処分するもの</p> <p>品名 (4) 再資源化を図るものにあがた以外のもの</p> <p>この工事現場では、次の施工条件による。</p> <p>本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正 平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。</p> <p>低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <p>本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>排出ガス対策型建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械は、次による。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>低騒音型・低振動型</th> <th>排出ガス対策型</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ディーゼルエンジン</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>(エンジン出力7.5kW以上、260kW以下)</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>を搭載したものに限る</td> </tr> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モータグレーダー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロードローラ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振動ローラ（播種式）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトフィニッシャー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機（可搬式）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発動発電機</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <p>① 請負者は本工事現場で使用し、又は使用される関係車両(以下「本工事関係車両」という)が、当該工事現場のディーゼル車排出ガス規制条例(以下「排出ガス規制条例」という。)の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。</p> <p>② 請負者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>③ 請負者は本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。</p> <p>④ 請負者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>⑤ 請負者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。</p> <p>この工事現場では、次の施工条件による。</p> <table border="1"> <tr> <th>品目名</th> <th>使用工程</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>〇〇工は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーニング試験）」の対象であり次に示す工程について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーニング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出する。</p> <p>なお、試験方法は、セメント及びセメント系固着材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。</p> </td> </tr> <tr> <th>工程</th> <th colspan="2">試験項目</th> </tr> <tr> <td>(地盤改良工)〇〇〇〇工法</td> <td colspan="2">(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験 (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験 (3) 施工後に実施するタンクリーニング試験</td> </tr> </table>	種類	低騒音型・低振動型	排出ガス対策型	備考	ブルドーザ	○	○	ディーゼルエンジン	バックホウ	○	○	(エンジン出力7.5kW以上、260kW以下)	クローラクレーン	・	・	を搭載したものに限る	ラフテレンクレーン	○	○		モータグレーダー	○	○		ロードローラ	○	○		タイヤローラ	○	○		振動ローラ（播種式）	○	○		アスファルトフィニッシャー	○	○		空気圧縮機（可搬式）	○	○		発動発電機	○	○		品目名	使用工程	備考				<p>〇〇工は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーニング試験）」の対象であり次に示す工程について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーニング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出する。</p> <p>なお、試験方法は、セメント及びセメント系固着材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。</p>			工程	試験項目		(地盤改良工)〇〇〇〇工法	(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験 (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験 (3) 施工後に実施するタンクリーニング試験	
種類	低騒音型・低振動型	排出ガス対策型	備考																																																													
ブルドーザ	○	○	ディーゼルエンジン																																																													
バックホウ	○	○	(エンジン出力7.5kW以上、260kW以下)																																																													
クローラクレーン	・	・	を搭載したものに限る																																																													
ラフテレンクレーン	○	○																																																														
モータグレーダー	○	○																																																														
ロードローラ	○	○																																																														
タイヤローラ	○	○																																																														
振動ローラ（播種式）	○	○																																																														
アスファルトフィニッシャー	○	○																																																														
空気圧縮機（可搬式）	○	○																																																														
発動発電機	○	○																																																														
品目名	使用工程	備考																																																														
<p>〇〇工は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーニング試験）」の対象であり次に示す工程について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーニング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出する。</p> <p>なお、試験方法は、セメント及びセメント系固着材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。</p>																																																																
工程	試験項目																																																															
(地盤改良工)〇〇〇〇工法	(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験 (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験 (3) 施工後に実施するタンクリーニング試験																																																															
(1.4.1) 環境への配慮 環境物品等の調達 六価クロム溶出試験																																																																

(1.4.2) 材料の品質等	再利用を図るものは、次による。																																																								
(1.4.4) 材料等の検査等	<table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製ぐい、鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>JIS以外の製品</td> </tr> <tr> <td>コンクリート製ぐい及び矢板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発生産品</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記の工程を施工する場合には、次の資格を有する技能士を選任する。</p> <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>・ウェルポイント施工 ・とび</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工</td> <td>・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・左官</td> </tr> <tr> <td>区画線設置工</td> <td>・路面表示施工</td> </tr> <tr> <td>自然石舗装工</td> <td>・石材施工</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック積擁壁工</td> <td>・コンクリート積みブロック施工</td> </tr> <tr> <td>景石工</td> <td>・石材施工</td> </tr> <tr> <td>植樹工</td> <td>・造園</td> </tr> </table> <p>施工の確認及び報告事項は、次による。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工の確認及び報告を行う工程</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>1章 一般共通事項</td> <td>測量の完了、丁張り等の完了</td> </tr> <tr> <td>4章 敷地造成及び土工</td> <td>伐間除根の完了、切土整形の完了</td> </tr> <tr> <td>6章 無筋及び鉄筋コンクリート</td> <td>鉄筋組立の完了、コンクリート打設の完了 型枠の組立完了、型枠取り外しの完了</td> </tr> <tr> <td>7章 車道舗装</td> <td>路床の完了、路盤の完了</td> </tr> <tr> <td>13章 環境緑化</td> <td>植穴の完了</td> </tr> <tr> <td>14章 取りこわし及び舗装補修</td> <td>擁壁取りこわしの完了</td> </tr> </table> <p>次について検査を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>種目</th> <th>検査項目</th> <th>検査回数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>標準仕様書に定めるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場打ぐいの施工</li> <li>共同溝のコンクリート打設</li> <li>レディーミクストコンクリートの配合試験</li> <li>アスファルト混合物の配合試験</li> </ul> <p>本工事期間中に中間技術検査を、に 回行う。</p> <p>ただし工事内容により、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>○完成図 ・ 保全に関する資料</p> <p>完成図の種類及び記入内容は次による。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>記入内容</th> </tr> <tr> <td>完成図 1部</td> <td>監督職員の指示による</td> </tr> </table> <p>完成図の様式は次による。</p> <p>作成方法 施工図及び完成図は二つ折り製本及びCADデータとする。</p> <p>原図サイズ A1及びA3 A1、A3各1部製本提出</p> <p>工事写真帳は（○紙媒体 ○電子媒体）で 1部提出する。</p> <p>完成写真はキャビネ版とし黒表紙、工事名称等は金文字入りとする。</p> <p>なお、完成写真には撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付する。</p>	材料名	備考	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材		鋼製ぐい、鋼矢板	仮設材は除く	セメントコンクリート製品一般	JIS以外の製品	コンクリート製ぐい及び矢板		現場発生産品		工程	技能検定の職種	仮設工	・ウェルポイント施工 ・とび	コンクリート工	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・左官	区画線設置工	・路面表示施工	自然石舗装工	・石材施工	コンクリートブロック積擁壁工	・コンクリート積みブロック施工	景石工	・石材施工	植樹工	・造園	施工の確認及び報告を行う工程	備考	1章 一般共通事項	測量の完了、丁張り等の完了	4章 敷地造成及び土工	伐間除根の完了、切土整形の完了	6章 無筋及び鉄筋コンクリート	鉄筋組立の完了、コンクリート打設の完了 型枠の組立完了、型枠取り外しの完了	7章 車道舗装	路床の完了、路盤の完了	13章 環境緑化	植穴の完了	14章 取りこわし及び舗装補修	擁壁取りこわしの完了	種目	検査項目	検査回数	備考					種類	記入内容	完成図 1部	監督職員の指示による
材料名	備考																																																								
構造用圧延鋼材																																																									
プレストレストコンクリート用鋼材																																																									
鋼製ぐい、鋼矢板	仮設材は除く																																																								
セメントコンクリート製品一般	JIS以外の製品																																																								
コンクリート製ぐい及び矢板																																																									
現場発生産品																																																									
工程	技能検定の職種																																																								
仮設工	・ウェルポイント施工 ・とび																																																								
コンクリート工	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・左官																																																								
区画線設置工	・路面表示施工																																																								
自然石舗装工	・石材施工																																																								
コンクリートブロック積擁壁工	・コンクリート積みブロック施工																																																								
景石工	・石材施工																																																								
植樹工	・造園																																																								
施工の確認及び報告を行う工程	備考																																																								
1章 一般共通事項	測量の完了、丁張り等の完了																																																								
4章 敷地造成及び土工	伐間除根の完了、切土整形の完了																																																								
6章 無筋及び鉄筋コンクリート	鉄筋組立の完了、コンクリート打設の完了 型枠の組立完了、型枠取り外しの完了																																																								
7章 車道舗装	路床の完了、路盤の完了																																																								
13章 環境緑化	植穴の完了																																																								
14章 取りこわし及び舗装補修	擁壁取りこわしの完了																																																								
種目	検査項目	検査回数	備考																																																						
種類	記入内容																																																								
完成図 1部	監督職員の指示による																																																								
(1.5.2) 技能士																																																									
(1.5.4) 一工程の施工の確認及び報告																																																									
(1.5.5) 施工の検査等																																																									
(1.5.7) 施工の立会い等																																																									
(1.6.2) 技術検査																																																									
(1.7.1) 完成時の提出書類																																																									
(1.7.2) 完成図																																																									

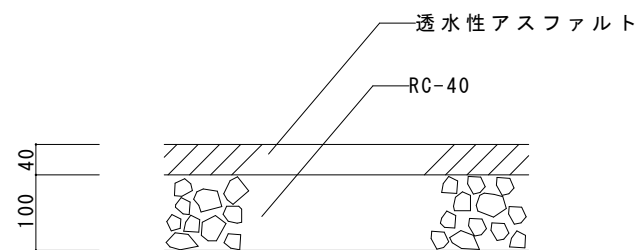
(1.7.3) 保全に関する資料	<p>本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。</p> <p>完成写真、完成図、施工図</p> <p>貸与する設計図のCADデータ著作名：本学 ファイル形式：JWW</p> <p>貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図のため以外に使用しないこと。</p> <p>提出方法：提出媒体 C D - R</p> <p>ラベルには工事名、収納データ名、工期、施工者名を表示すること。</p> <p>ファイル形式</p> <p>図面ファイル：JWW 及び P D F</p> <p>工事写真及び完成写真：J P G</p> <p>保全に関する資料 提出部数 2部</p> <p>(1.8.2) 監督職員事務所</p> <p>監督職員事務所の設置 ・ 有り ( m<sup>2</sup>) ○無し</p>			
土工事				
埋戻し及び盛土	<p>種別 ・ A種 ○B種 ・ C種 ・ D種</p> <p>C種の場合</p> <p>建設発生土受入量 m3</p> <p>発生場所</p> <p>関連工事名称</p>			
建設発生土の処理	<p>・ 構内指定場所に敷き均し</p> <p>・ 構内指定場所にたい積</p> <p>・ (1.3.8)による</p> <p>○構外適切処分</p>			
舗装工事				
材	<p>路床</p> <p>盛土用材料</p> <p>・ A種 ○B種 ・ C種 ・ D種</p>			
試験	<p>路床土の支持力比 (C B R) 試験</p> <p>○行う</p> <p>路床締固め度の試験</p> <p>○行う</p>			
工事名	山梨大学（武田3）甲斐路駐車場整備工事			
図面名称・縮尺	特記仕様書			
部長	課長	補佐	担当	
山梨大学 施設・環境部				
平成26年 6月	■特記	■A意匠	□C外請	□S構造
図面番号				
特-1				



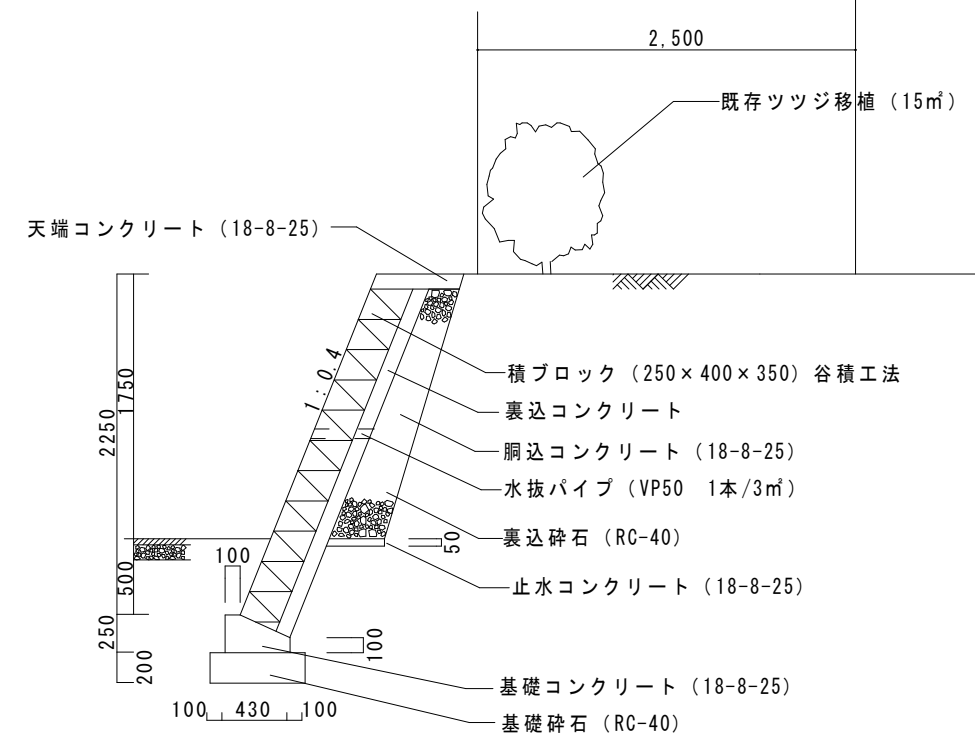
改修後配置図 S=1/200

凡例	
(M1)	既設汚水柵 : H=400 (柵深さ)
(M2)	既設汚水柵 : H=600 (柵深さ)

工事内容	
新設	A 石積擁壁 (H=1.75m) : 14.9m
	B 透水性アスファルト舗装 (ポーラス t 40+下層RC-40 t 100) : 225m <sup>2</sup>
	C 区画線 : 49m W=150 (溶融式)
	D 車止め : 24個取設
	E 既設排水柵高さ調整 : 2箇所
	F 既存低木移植 : 15m <sup>2</sup>



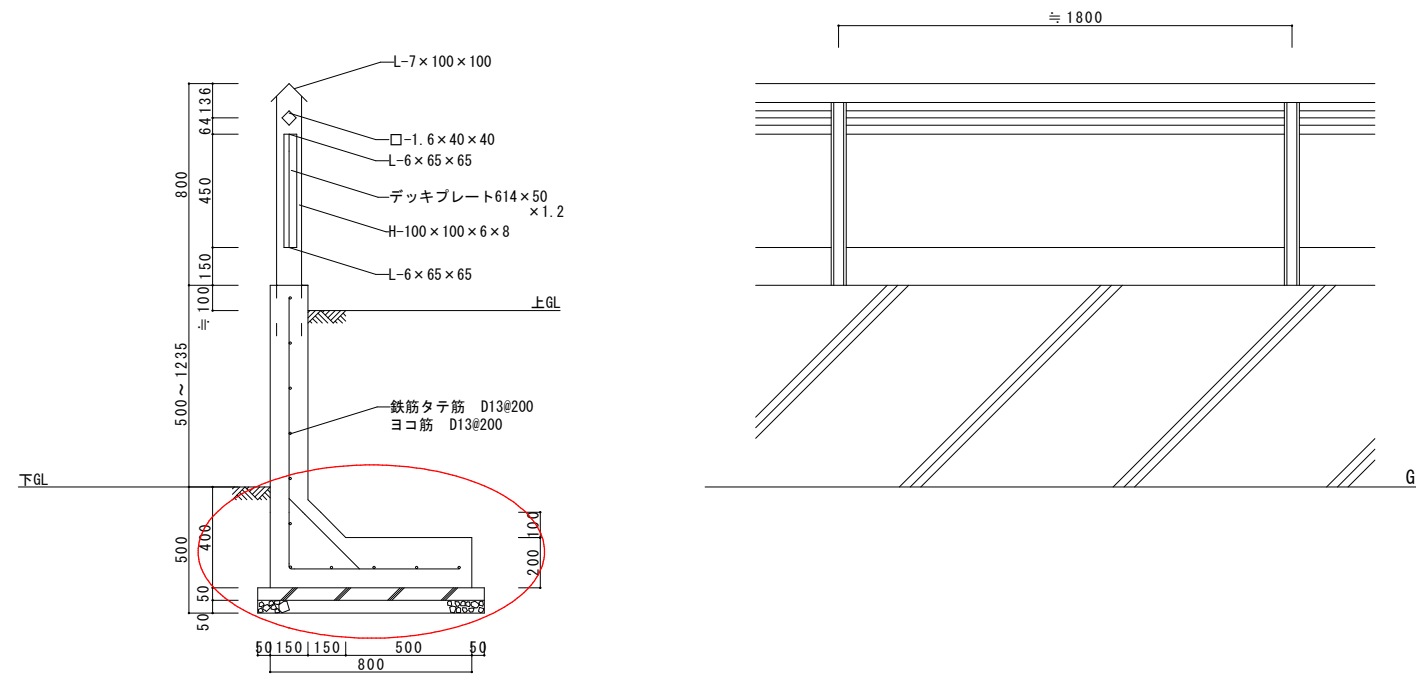
透水性アスファルト舗装断面図 S=1/10



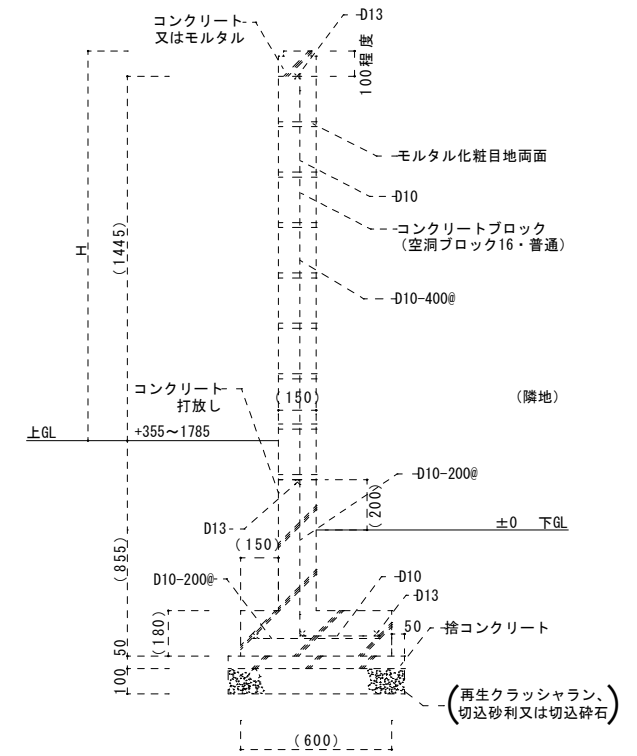
石積擁壁断面図 S=1/50

山梨大学 施設・環境部	工事名	山梨大学 (武田3) 甲斐路荘駐車場整備工事				図面名称・縮尺	改修後配置図	1/200	図面番号
	部長	課長	補佐	担当	平成26年 6月	□特記 ■A意匠 □C外講 □S構造		A-3	

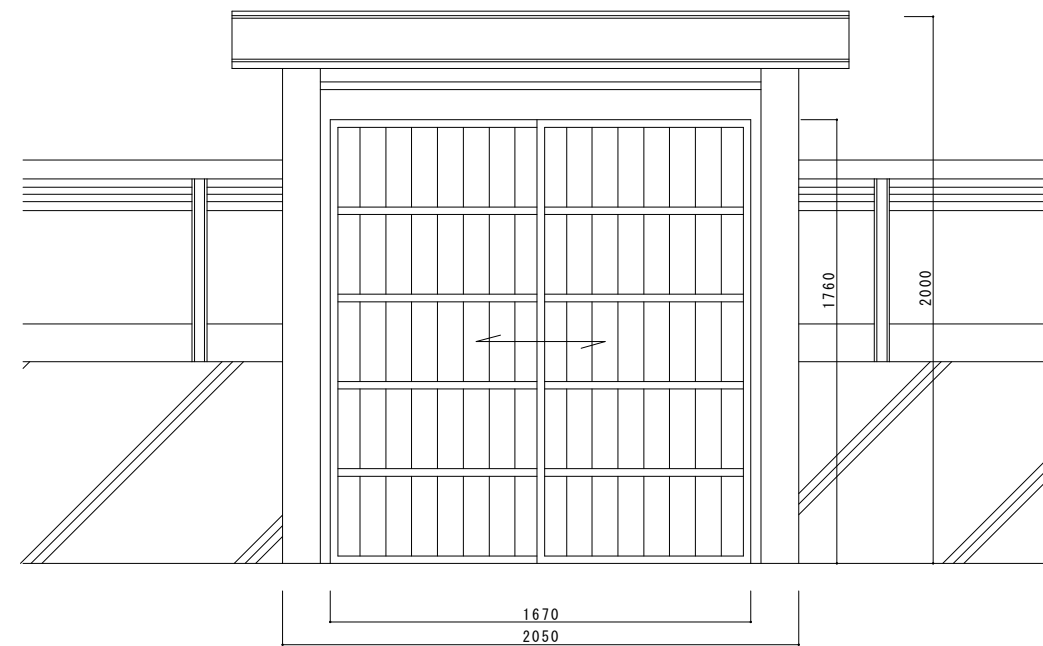
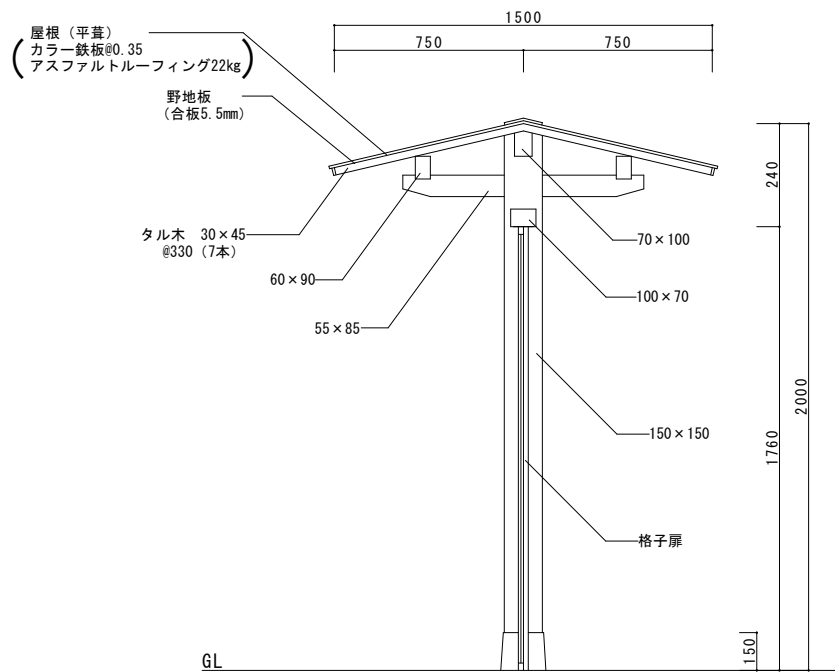
既設RC擁壁撤去 E部撤去詳細図



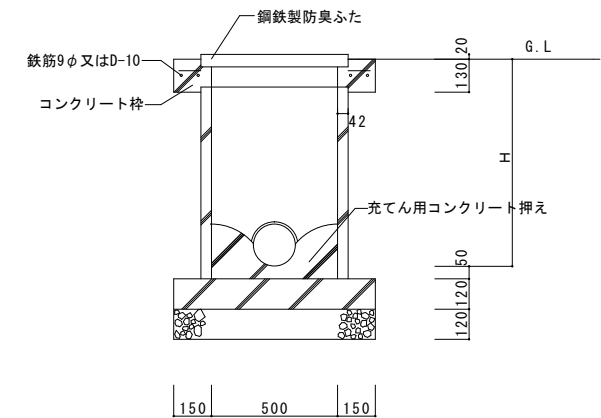
既設コンクリートブロック塀



既設木製門 (W=2,000) 撤去



既設汚水枡



工事名 山梨大学 (武田3) 甲斐路荘駐車場整備工事

山梨大学 施設・環境部

部長 課長 補佐 担当

図面名称・縮尺

平成26年 6月

詳細図

□ 特記 ■ A意匠 □ C外講 □ S構造

1/30

図面番号

A-4